

# 11月は児童虐待防止推進月間

## ようすが変だと思ったら、すぐに連絡してください

児童虐待を放置すると、最悪の場合は死に繋がったり、身体に重篤な障害をおよぼすことがあります。

もし虐待が事実でなかったとしても、連絡者が責任を問われることはありません。間違いを恐れずに、虐待を未然に防ぐためすぐに連絡しましょう。

### 児童虐待と疑われる例

不自然な傷やあざが多い。

小さな子どもを残して親がたびたび外出している。(連絡は匿名でも結構です)

長時間、子どもが外に出されている。

いつも泣き声が絶えない。

暴力を振るわれているようだ。

お風呂に長期間入っていないようだ。

いつも季節に合わない服を着ている。

など

### 連絡・相談先

虐待かなと思ったら、まず、連絡・相談してください。

家庭児童相談室(福祉部子育て支援課内)

☎43-0441

兵庫中央子ども家庭センター

☎078-923-9966

☎078-921-9119

(24時間ホットライン)



### 緊急事態は警察に通報してください。

あきらかに生命に危険があると判断できるときは、一刻も早く子どもを保護しなければなりません。すぐに110番通報してください。

## 人権と福祉の まちづくりフェスティバル

日 時 11月28日(日) 14:00~15:30

場 所 滝野文化会館

内 容

講 演 「介護体験は、自分の老いのリハーサル」

講 師：羽成幸子さん(カウンセラー)

問い合わせ 教育委員会人権教育課(滝野庁舎)

☎48-3598

## 特設人権相談所を開設

12月4日から10日は人権週間です

神戸地方法務局と社人権擁護委員協議会では、人権週間行事の一環として、特設人権相談所を開設します。

人権問題(名誉・信用・差別・私的制裁・いやがらせ・いじめなど)でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

開 催 日 12月6日(月)

場 所・時 間

社福祉センター 2階相談室

13:30~15:30

はびねす滝野 相談室

9:30~11:30

東条ボランティアセンター 相談室

13:00~15:00

相談担当 人権擁護委員

問 い 合 せ

神戸地方法務局社支局 ☎42-0201

教育委員会人権教育課(滝野庁舎) ☎48-3598

## 「女性の人権 ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やセクシャル・ハラスメント等、女性をめぐるさまざまな人権問題について電話相談に応じます。

日 時 11月15日(月)~11月19日(金)

8:30~19:00

11月20日(土)、21日(日)

10:00~17:00

相談番号 ☎0570-070-810(全国共通ナビダイヤル)

相談担当 人権擁護委員、法務局職員

その他 電話相談のみ、相談無料、秘密厳守

問い合わせ 神戸地方法務局人権擁護課

☎078-392-1821(内345)